

令和 7 年 2 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 7 年 2 月 2 0 日 (木)	午前 9 時 0 0 分
◇閉 会	令和 7 年 2 月 2 0 日 (木)	午前 1 0 時 1 8 分
◇会 場	山南住民センター集会室	
◇出席者	教育委員会	
	・教育長	片 山 則 昭
	・教育長職務代理者	吉 竹 主 税
	・教育委員	中 川 卯 衣
	・教育委員	湊 上 智 帆
	・教育部長	足 立 勲
	・教育部次長兼学校教育課長	山 本 浩 史
	・学校教育課参事	小 森 真 一
	・教育総務課長	足 立 安 司
	・社会教育・文化財課長兼文化財係長	小 嶋 崇 史
	・恐竜課長	松 枝 満
	・教育総務課副課長兼企画総務係長	足 立 真 澄
	まちづくり部	
	・まちづくり部長	谷 水 仁
	・文化・スポーツ課長	木 村 成 志
	・人権啓発センター所長	堂 本 祥 子
	・市民活動課長	山 内 邦 彦

(片山教育長)	<p>皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから 2 月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会議の進行上、発言の際には必ず氏名を名のってから発言をしていただきますようお願いいたします。</p>
日程第 1	前回会議録の承認
(片山教育長)	<p>日程第 1 前回会議録の承認についてですが、1 月 2 3 日の定例教育委員会会議録の承認は、吉竹教育長職務代理者と湊上委員をお願いいたしました。</p>
日程第 2	会議録署名委員の指名
(片山教育長)	<p>日程第 2 会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、吉竹教育長職務代理者と中川委員をお願いいたします。</p>
日程第 3	教育長報告
(片山教育長)	<p>日程第 3 教育長報告に入ります。別紙により報告いたします。</p> <p>1 月 2 3 日、定例教育委員会は移動教育委員会として植野記念美術館で行いました。その後、校長面談を行いました。</p> <p>2 4 日、人事評価委員会がございました。その後、校長面談を行いました。</p> <p>3 0 日は、兵庫パルプ工業株式会社との情報交換会でした。近辺の臭気の場合だとか、チップが落ちていないかとか、工場がこういう状態だとかいう情報を聞いて、児童生徒、また地域に影響がないかということを確認させてもらいました。</p> <p>2 月 1 日土曜日、丹波の森若者塾合同フォーラムで、高校生がいろいろなことを発表したのを聞きに行ってきました。</p> <p>3 日、政策会議。丹波市こども計画、第 3 次丹波市総合計画、幸せを実感</p>

できるまちづくりについてだとか、新聞に載っておりましたパワハラの話などもありました。それから、丹波市丹（まごころ）の里創生推進本部会議がございまして、地方創生をどうするかとか、これからの人口ビジョンについてということ話し合いました。丹波市行政改革推進本部会議では、行革をきちんとやっていかなくてはならないということを確認しました。

4日、第10回小・中学校長会がございました。その後、政策会議を受けて、教育部管理職会議を行いました。それから、文部科学大臣優秀教職員表彰受賞報告ということで、西小学校の足立奈保子先生、春日中の特別支援教育の木寺秀美先生、氷上中の増田知子先生、3名も一気にというのは珍しいのですが、東大の安田講堂で授与式がありましたと報告いただきました。

5日、総務文教常任委員協議会がございました。6日、丹波市教育委員会委員任命辞令交付式。吉竹委員の任命式がございました。その後引き続いて、第2回丹波市総合教育会議がございました。その後、いじめ問題対策連絡協議会がございました。いじめの報告がたくさんあるのですが、認知度が上がるほど、未然防止につながるのではないかという意見もございました。

7日、学校管理職の異動に関するヒアリングで、丹波篠山の丹波教育事務所まで私と次長とが行ってまいりました。

12日は、アスリートの芦田創さんが見えられて、いろいろ頑張っているということや学校にPRしたいという話でした。

13日、丹波市防災会議及び丹波市国民保護協議会。それから「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム兼コミュニティ・スクール連絡会ということで、船城小学校の発表と講演がございました。

14日、これもまた表彰いただいたのですが、体力アップスクール表彰ということで、西小学校がゲーム的なものを取り入れてこどもたちの体幹を鍛えていることで表彰してもらいました。それから、市議会の西本議員との面談がございました。夜は、部落解放同盟丹波市支部連絡協議会との話し合いがございました。

18日、令和7年度当初予算の市長記者発表。20日、今日ですが定例教育委員会。それからこの後、事務研究会がございまして。

21日から3月議会本会議が始まります。23日、休みの日ですが、地域安全丹波のつどいということで、市長と共に参加してくる予定です。それから、高校の卒業式が26日から始まりますので、手分けして行くようにしております。私は西高に行ってきます。それから3月議会の一般質問の調整会議がこの日にございまして。

27日、議会の本会議がございまして。それから、令和6年度第3回丹波地区教育委員会連合研修会ということで、丹波篠山市と丹波市の教育委員、また校長先生方に寄っていただいて、特別支援教育について兵教大名誉教授の藤田先生のご講演を聴くことにしております。28日は、総務文教常任委員会となっております。

以上でございます。ただいまの教育長報告につきまして、何か質問はございませんか。

(中川教育委員)

パラリンピックアスリートの芦田選手は、何の競技をやっている人なのか。

(片山教育長)

走り幅跳びや400mリレーなどです。
ほかにありませんか。ないようでしたら、教育長報告を終わります。

日程第4

協議事項

(1) 丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例の制定について

(片山教育長)

日程第4 協議事項に入ります。

(1) 丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(松枝恐竜課長)

資料は、2ページから5ページまでとなっております。まず、2ページは議案書、それから3ページに審議資料、4ページ・5ページが新旧対照表となっております。それでは、3ページの審議資料によりまして、ご説明をさせていただきます。

まず、提案の趣旨でございますが、現在、丹波竜化石工房は拡充工事を行っております。現在閉館中でございますが、従来の丹波竜が発見されて、そのクリーニング作業であるとか、化石の標本等に関する情報発信であるとか、標本の展示、体験学習等の機能を持って運営をしておりました。今回の改修工事に伴いまして、新たに地域の地質と化石を用いた教育普及活動を展開していこうということでございまして、それに伴いまして、施設の名称を変更し、また入館料を見直すということで提案するものでございます。

改正の概要でございますが、まずは、施設の名称を「丹波市立たんば恐竜博物館」に変更いたします。11月の定例教育委員会でもご説明をさせていただきましたが、このときには、この「たんば」が漢字の内容でご説明をさせていただきました。今回「たんば」を平仮名に変えてご説明をさせていただきます。

それから2番目に、入館料の規定を見直すということで、大人の料金について、個人が210円から300円、団体が100円から150円ということで、面積また標本等の展示物の拡充に伴いまして、若干の料金を上げさせていただいているということでございます。小中学生については現行のとおりということで、変わりはありません。

特別展につきましても、12月の説明と少し内容が変わってございまして、1,500円の範囲ということで上限額を設定しております。1,500円の範囲内で市長が定める額ということで、特別展を開始するときの状況に応じて、その1,500円の範囲内で設定しようとするものでございます。

3番目の施行日でございますが、こちら12月のときは、日付が入っておりませんでした。今回、令和7年7月1日からの施行日ということで変更しております。

(片山教育長)

ご意見、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例の制定について終わります。

日程第5

議事

議案第2号 令和7年度丹波市の教育（実施計画）の策定について

(片山教育長)

日程第5 議事に入ります。

議案第2号 令和7年度丹波市の教育（実施計画）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

議案第2号 令和7年度丹波市の教育（実施計画）についてご提案申し上げます。

この実施計画につきましては、本年度に策定いたしました第3次丹波市教育振興基本計画の単年度の計画として位置づけるものでございます。

12月の定例教育委員会で教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本施策に基づく主な取組などについてご協議をいただき、ご意見等を反映した

ものを、1月の定例教育委員会でも協議をいただいたところです。

本日、差し替えの参考指標の資料を配付させていただいております。資料そのものに変更はございませんが、関連する施策につきまして、見直し・修正をしております。それ以外、基本的には12月、1月にご協議いただいた内容と変わりはございませんので、本日の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第2号 令和7年度丹波市の教育実施計画についての議案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何かご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、採決いたします。

議案第2号 令和7年度丹波市の教育（実施計画）の策定について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第2号 令和7年度丹波市の教育（実施計画）の策定について承認いたします。

議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてご提案申し上げます。

11月の定例教育委員会で、市長の権限に属する事務の受任についてご協議をいただきました。認定こども園に関すること及び放課後児童健全育成に関することを令和7年4月1日から受任すること、及びその改正に合わせて職務内容を見直したことにより教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。

資料の12ページをご覧ください。第3条、内部組織でございますが、教育部にこども育成課を設置し、こども育成課に認定こども園係とアフタースクール係を設置いたします。学校教育課の幼児教育係については廃止することとしていますが、その職務内容は、こども育成課の認定こども園係で所掌することとしております。

次に、中ほど上の別表でございますが、13ページをご覧ください。学校教育課の指導係でございますが、13ページの改正につきましては、他の課・係との職務内容と比較して現在規定している内容が同程度の職務内容となるよう、削除なり追加をしております。

次に、14ページをご覧ください。同じく指導係になりますが、今後展開をしていきます部活動の地域展開に関すること、また、幼児教育係の職務をこども育成課が所掌することから、幼児期と児童期の学びの接続に関することを追加しております。

次に、社会教育・文化財課の社会教育係でございますが、これにつきましても他の係との職務内容と比較して規定している内容が同程度の職務内容となるよう削除をしております。

次に、15ページをご覧ください。文化財係になりますが、銃砲刀剣類登録に関することにつきましては、以前は教育委員会を經由していましたが、現在は県教委が直接所掌しているということで、今回の改正に合わせ削除をしております。

次に、こども育成課ですが、認定こども園係には、認定こども園に関する職務内容と学校教育課幼児教育係の職務内容、アフタースクール係では、アフタースクールに関する職務内容を規定しております。

以上で、議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは、委員から何か意見、質問はございませんか。

(吉竹教育長職務代理人)

資料10ページのところですが、こども育成課の認定こども園係のところ、認定こども園等という明記が多く羅列をされておりますけれども、「等」というのは、認定こども園以外に何を含んでいるのか、表しているのか、教えていただきたいと思います。

(足立教育総務課長)

この「等」につきましては、小規模の保育所等も含まれているということで、認定こども園とその小規模保育所という意味での「等」でございます。

(吉竹教育長職務代理人)

確認ですけれども、小規模保育所、その認定こども園以外の施設で設けておられる施設も、この認定こども園係の範疇でいろいろと施策して支援を対応していくということでしょうか。

(足立教育総務課長)

はい、吉竹委員が言われましたように、その部分についても、従来も子育て支援課の中で所掌して業務をしているというところでございます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほか、ございませんか。

(中川教育委員)

小規模保育所はどれぐらいの数があつて、どれぐらいのこどもがいるのですか。

(足立教育総務課長)

今、資料を持っておりませんので、確認して後ほど答えさせていただきます。

(片山教育長)

では、後ほど確認して報告してください。ほか、ございませんか。

(吉竹教育長職務代理人)

もう1点、お尋ねをします。変更の部分ではなくて、従来から明記をされている内容について、1点確認をしたいと思うのですが、8ページです。

学校教育課の指導係のところ、下の段、下から4つ目になりますか、学校管理職及び教職員の研修に関することと明記をされているのですが、学校管理職と教職員とを、特に分けて明記をされている理由と、それから、文言上は学校管理職というのは教職員の中に含まれると表記上もなっていると思うのですが、その表現でよいのか、またあえてこういう表現をされているのは、何か特別な意図といたしまししょうか、こういうことで明記をしているということがありましたらお願いしたいと思います。

(山本教育部次長兼学校教育課長)

吉竹委員のご指摘のように、教職員という表現であれば、管理職も含まれますので、少し検討は必要かと考えます。ただ、管理職に行く研修と、一般の教員に行く研修はちょっと分けて考えているところがありまして、管理職に、いわゆる組織マネジメントであるとか、そういう研修をやるのと、教職員に生徒指導研修であるとか、特別支援教育の研修であるとか、そういう一般的な職務内容に関する研修というのをちょっと分けて表記したいという思いがありまして、こういう表記になっておりますが、学校管理職及び教員とするのか、教職員の研修に関することと表記としてまとめてしまうのかにつ

いては検討させていただきます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかはございませんか。

(足立教育総務課長)

先ほど中川委員から質問ありました小規模保育所の数でございますが、丹波市内には、令和5年度の状況ですが、2園ありまして、利用されているのは、令和5年度の実績で18名おられたという状況でございます。それ以外に、事業所内に保育所を設けておられるところがありまして、そこへ通われている場合を合わせると、令和5年度の状況では6園あるという状況でございます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかはございませんか。

(吉竹教育長職務代理者)

もう一点だけ、お尋ねします。13ページの指導係で下から5つ目になりましょうか、従来は校種間連携に関する項目がありますが、新たな改正案ではその校種間連携に関するものが削除されているのですけれども、その理由というのは何かあるのでしょうか。

(小森学校教育課参事)

校種間連携をしないということは全くなくて、最後に幼児期と児童期の学びの接続に関する事を書かせていただいておりますが、ほかの課の所掌と併せて少し事業として特別な事業はないので見直したということでございます。

(吉竹教育長職務代理者)

独立した事業はないので見直したという話で、ちょっと内容が分かりかねるのですけれども。

(小森学校教育課参事)

分かりにくい説明で申し訳ございませんでした。例えば、その消したところの上のほうにあります特別支援教育、それから例えばキャリア教育とか、小中、中高など、常につないだ教育を推進するようにしており、各分野で校種間の連携というのは非常に意識していただいておりますので、事業として特段しなかったと説明したいと思っております。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかございませんか。ないようでしたら、採決いたします。

議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、を採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第3号 丹波市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について承認いたします。

議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則についてご提案申し上げます。資料は17ページ以降となります。

昨今の民間給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、令和7年度J E T

プログラムの運用改善についての通知というのがあったのですが、その通知に基づき改正をするものでございます。

改正内容でございますが、18ページの第8条、報酬額について増額する改正でございます。また、19ページの第16条第5号の夏季休暇の取得期間の改正、同条第10号の看護休暇の対象年齢の改正でございます。

以上で、議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か意見や質問はございませんか。なければ、採決いたします。
議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第4号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について承認いたします。

議案第5号 丹波市特別支援連携協議会設置要綱及び丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第5号 丹波市特別支援連携協議会設置要綱及び丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(山本教育部次長兼学校教育課長)

議案第5号 丹波市特別支援連携協議会設置要綱及び丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてご提案申し上げます。

資料22ページ、23ページの新旧対照表を見ていただいたら分かりやすいかと思えます。組織改編に伴って文言の修正をするものです。

特別支援連携協議会の設置要綱及び医療的ケア運営協議会の設置要綱双方とも、第3条の委員構成のところ、健康福祉部子育て支援課、健康福祉部健康課、教育委員会となっており、子育て支援課の児童発達支援係から委員として就任していただいております。それから、健康福祉部健康課の母子保健係のほうから委員として参加していただいておりますが、組織改編に伴って、母子保健係と児童発達支援係がどちらも福祉部のこども福祉課となることから、22ページでいうと、(5)と(6)双方をまとめて福祉部こども福祉課としたものであります。

それからもう一つ、22ページに関しては、丹波市特別支援連携協議会ということで、教育委員会事務局という表現をしておりましたが、市としての取組ということで、教育部学校教育課という形に併せて改編しております。

23ページの医療的ケア運営協議会に関しては、先ほど言わせてもらった(6)、(7)の子育て支援課及び健康課の職員をまとめて福祉部こども福祉課という形にさせていただいたのと、障がい福祉課が健康福祉部から福祉部という形になりますので、福祉部障がい福祉課の職員というふうに改めさせていただきました。

以上、ご提案申し上げます。

(片山教育長)

委員から何か意見や質問はありませんか。
よろしいでしょうか。なければ、採決いたします。
議案第5号 丹波市特別支援連携協議会設置要綱及び丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について採決

いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第5号 丹波市特別支援連携協議会設置要綱及び丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について承認いたします。

議案第6号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第6号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(山本教育部次長兼学校教育課長)

議案第6号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。こちらも25ページの新旧対照表を見ていただければ分かりやすいかと思えます。

現行、教育支援センターに次の教室等を設置するという中で、不登校の子が通ってくる施設名を丹波市適応指導教室という表現をしておりました。この表現を丹波市レインボー教室に改めるものでございます。

それから(4)として追加して、丹波市特別支援教育専門家チーム(以下「特別支援教育専門家チーム」という。)というのを追加しております。

まず、適応指導教室という表現、以前は文科省のほうも使っておりましたが、適応することを指導するという表現が非常に不適切だということで、全国的には適応指導教室が教育支援センターという名前に変わってきております。ただ、当市の教育支援センターは、いじめ等の支援チーム等を含む総合的な施設であり、不登校に特化した教室はレインボー教室と呼んでおりますので、もうそのとおり改めたということです。

もう1点は、新規に特別支援教育専門家チームというのをこの支援センターの中に配置して、学校等の巡回によって、特別支援教育の推進をしていこうということで、来年から人員をここに配置しますので、こういう表現を追加させていただいたということです。

続きまして、第3条の職員ですが、特別支援教育専門家チームというのを設置する都合上、(5)にその他丹波市教育委員会が必要と認める職員というのを追加させていただきました。

次年度の新規事業でありますので、想定している人員はありますが、まだ全員そろっていない、今後追加もあるということもありまして、現段階では必要と認める職員ということで追加をさせていただきました。

同じく第5条も適応指導教室をレインボー教室という表現に改めたのと、特別支援教育専門家チームの開設時間を記載したという変更でございます。

以上、提案させていただきます。

(片山教育長)

委員から何か質問、意見はございませんか。

(瀧上教育委員)

このレインボー教室とかの専門家チームの人がまだ集まっていないということなのですけれども、一応人員は確保できているということですか。

(山本教育部次長兼学校教育課長)

レインボー教室等に関しては、既存の教室ですので人員は確保できています。

特別支援教育専門家チームというのを次年度から新規に立ち上げます。そこで、当初想定していた専門家が、指導主事、臨床心理士、作業療法士、言

語聴覚士、理学療法士、医師あたりを想定しておりました。ただ、なかなかこの専門家がフルセットで集まらないという状況がありまして、このうち何名かは確保できておりますが、引き続き人員を探しているところでもあります。また今後、この事業を始めるに当たって、もっとこういう専門家を増員してほしいというようなことが出てくるかもしれないということも新規事業ですので流動的などころがあつて、あえて職種を全て書かずに現段階では、「教育委員会が必要と認める職員」という書き方をさせていただいています。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。それでは、ないようでしたら、採決いたします。
議案第6号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。
よつて、議案第6号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について承認いたします。

議案第7号 丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第7号 丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長兼文化財係長)

資料につきましては26ページ・27ページ、それから、本日机上配付をさせていただきました丹波市図書館ビジョン(素案)と書いたA4の用紙1枚、こちらをご覧くださいと思います。

説明に入ります前に、資料の訂正がございますので申し上げます。

資料26ページに要綱案を記載しておりますが、(組織)第3条 委員会は委員12名以内で組織すると書いているところで、12名ではなく、12人に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第7号 丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

資料そのものの説明をいたします前に、若干ここまでに至りました経緯について、本日配付しました資料を基に説明させていただきますのでご覧ください。

平成16年度に丹波市に合併する前に設置された図書館につきましては、旧氷上町公民館を中央図書館として一定の機能を集約し、その他図書館については、分館施設として、これまで運営をしてまいりました。

丹波市立図書館もそれぞれの時代に合った新しいサービスの展開であるとか、効果的・効率的な経営とともに住民サービスの一層の向上に向けた図書館運営が求められているとして、本市では丹波市立図書館の今後の10年間の果たすべき役割であるとか、方向性を明確にすることを目的としまして、「丹波市立図書館のあり方」というものを平成27年の4月に定めています。

このたび、令和6年度末をもって、その第1次の図書館のあり方が終期を迎えることから、第2次の丹波市立図書館のあり方に相当する丹波市図書館ビジョンというものを策定することといたしました。

図書館ビジョンにつきましては、3月の定例教育委員会におきまして詳細を報告させていただくこととなりますが、本日は、その構成等の資料をA4 1枚物でお配りをしたところでございます。

さて本市では、この図書館のあり方のほかに、子ども読書活動推進計画という計画がございます。こどもたちの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、

表現力を高め、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことができないものであるということから、こどもたちの読書活動をより推進することを目的として作成をしたものですが、この計画につきましても令和7年度末に終期を迎えますことから、来年度に見直す予定にしています。

しかしながら、図書館の利用や読書活動については、年齢に関係なく推進すべきことであるということから、本市では、令和7年度にこども読書活動推進計画を含めた全ての市民の読書活動を推進することや、図書館の利用増進というものを目的とした丹波市図書館基本計画という形で計画を策定することとしました。

この辺りは、国におけます図書館の計画があるのですが、そちらのほうにも包含して、基本計画に含めることは構わないというような答えの仕方もしておりましたので、そのように丹波市としては計画します。

このたび、その図書館基本計画を策定するに当たって、この策定委員会を設置し、専門的かつ幅広い見地からの意見を反映させるために要綱を制定するものでございます。

それでは、26ページの資料の説明をさせていただきます。第1条では、先ほど申し上げた設置目的を記載しています。第2条では、所掌事務として、計画素案の作成であるとか、計画の作成に必要と認める事項としています。第3条では、委員会の組織を規定しており、委員は図書館協議会の委員、学識経験者、教育関係者、公募市民、その他で12人以内としています。第4条、委員の任期は計画策定終了までとしていまして、令和7年度末を想定しています。第5条以下は、委員の報償であるとか役職、あるいは会議の持ち方等を規定しています。

以上で、議案第7号の図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定について説明を終わります。ご審議賜りますようによろしくお願いいたします。

(片山教育長)

それでは、委員から何か意見、質問はありませんか。

(淵上教育委員)

この委員会は今回初めて立ち上げたということなのですか。今までは、この会はなく新たにということではなかったでしょうか。

(小島社会教育・文化財課長兼文化財係長)

今申し上げましたように、今回初めて図書館ビジョンというものを作らせていただいて、それに基づいた図書館基本計画というものを初めて今回作らせていただきますので、委員会の設立についても初めてということでございます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかございませんか。なければ、採決いたします。
議案第7号 丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。
よって、議案第7号 丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱の制定について承認いたします。

議案第8号 丹波市指定文化財の指定に係る諮問について

(片山教育長)

続きまして、議案第8号 丹波市指定文化財の指定に係る諮問について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長兼文化財係長)

資料につきましては、28ページ以降になっております。また、本日お配りさせていただきました国の史跡であります三ツ塚廃寺跡のプロジェクトも後でご覧いただければと思っています。

それでは、議案第8号の丹波市指定文化財の指定に係る諮問について説明をさせていただきます。

このたび、丹波市指定文化財として価値があるものと思われる3点につきまして、丹波市文化財保護条例第18条第1号の規定に基づいて、丹波市指定文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問することについての承認を求めるものでございます。

29ページ以降の説明に入ります。まず、1点目でございます。三ツ塚廃寺に瓦を供給していました天神窯跡から出土した鴟尾、これは「しび」と読みますが、鴟尾3点でございます。所在地、所有者は記載のとおり市でございます。この鴟尾については、百濟様式と呼ばれておりまして、奈良県の飛鳥寺で始まり、7世紀に主流となって、形を変えながら8世紀初めまで続いているようです。市内で唯一出土した鴟尾でありまして、寺院の伽藍装飾の具体像や古代窯業産業の生産の実態を知る重要な資料でございます。

30ページをご覧ください。次に、市島町下竹田の清菫寺の庭園でございます。築山式枯山水、「つきやましきかれさんすい」と読みますが、文化年間頃の作庭と考えられています。市内を代表する枯山水の庭園として非常に貴重なものでございます。

最後に山南町谷川にあります常勝寺所有の絹本着色仏涅槃図です。釈迦が沙羅双樹の木の下で亡くなったときの情景を描いておりまして、室町時代の初め頃の制作と考えられています。美術的、歴史的にも非常に特徴のあるという作品でございます。資料につきましては、31ページから52ページまで詳しい資料をつけておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

以上、丹波市指定文化財の指定に係る諮問についての説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

(中川教育委員)

指定文化財になったら、それを維持するためのお金が市から出るのでしょうか。

(小島社会教育・文化財課長兼文化財係長)

指定文化財になりますと、今回は市のまず指定文化財になりまして、程度によって、状態によっては、県の文化財、国の文化財というふうに順番に上がっていくのですが、例えば国の文化財ということになりますと、国からの修理・保存等に関しては補助金、県なら県の補助金、また市の指定文化財になりましても、例えばその所有者が清菫寺さんであるとか常勝寺さん、そういったところがまた修繕等をされる場合には補助金を市から出すことができるということになっています。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかにご覧ございませんか。ないようでしたら、採決いたします。

議案第8号 丹波市指定文化財の指定に係る諮問について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第8号 丹波市指定文化財の指定に

係る諮問について承認いたします。

議案第9号 学校施設整備計画（第7次整備計画）の策定について

(片山教育長)

続きまして、議案第9号 学校施設整備計画（第7次整備計画）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第9号 学校施設整備計画（第7次計画）の策定についてご提案申し上げます。別冊をご覧ください。

学校施設整備計画につきましては、令和2年6月に策定しました学校施設等長寿命化計画、令和2年度から令和41年度までの40年間の計画のフォローアップとして事業年度や事業費を精査するとともに、社会情勢の変化や学校教育を取り巻く環境の変化等に即したものとするため、3年ごとに作成している整備計画でございます。

現計画の第6次整備計画につきましては、令和4年度から令和6年度の3か年の計画があり、本年度が最終年度となりますので、令和7年度から令和9年度までの3年間の第7次整備計画を策定するものでございます。なお、この整備計画は、国の補助金を受けようとする際に必要な整備計画にもなっております。

それでは、学校施設整備計画（7次整備計画）をご覧ください。1ページの「主旨」でございます。丹波市では、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項に基づき、丹波市学校施設整備計画【第6次整備計画】を策定し、老朽化対策としての長寿命化改良事業、トイレの洋式化工事による感染予防対策事業、学校統合による校舎改修等を進める統合事業を進めてきました。

このたび、第6次整備計画が令和6年度末に終了することから、第7次整備計画として、令和7年度から令和9年度までの学校施設整備計画を策定するものです。

次に、第1章 学校施設の役割と現状でございますが、【学校施設の役割】として、学校施設は未来を担う子ども達が集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場となります。【学校施設を取り巻く現状】につきましては、少子高齢化、児童生徒数の減少による教育環境の改善・充実が求められていること、近年の災害級ともいわれる猛暑に起因して、熱中症等の児童生徒の健康被害が危惧され、熱中症予防が必要なこと、また、ゼロカーボンシティ宣言による二酸化炭素排出量の削減対策、そして、水銀灯、蛍光灯の製造・輸出入の廃止による設備の更新など学校施設を取り巻く現状と新たな取組の必要性について記載をしております。

第2章 整備計画の基本方針でございますが、今後の学校統合や地球温暖化など社会情勢の変化に即して、3か年で優先して取り組む事項として、空調設備の整備、屋内運動場等の照明設備の更新、太陽光発電設備の設置を実施することと、併せて長寿命化改良事業を進度調整しつつ、計画的に実施するとしております。

第3章の具体的な取組として、5つの取組を進めることとしております。1つ目には、学校統合に伴う校舎等などの施設整備として、統合に伴う増築や改修などの整備を進めてまいります。2つ目に、熱中症対策に向けた施設整備として、小学校の特別教室、中学校の屋内運動場の空調設備の整備を進めます。3つ目に、屋内運動場等の環境整備として、水銀灯が製造禁止になったことや照明設備が老朽化していること、また、電力の省エネ化のため、屋内運動場等のLED照明の更新を進めてまいります。4つ目には、環境教育に関する設備の設置として、校舎改修時になりますが、二酸化炭素排出量

の削減と環境教育の一つとして、太陽光発電設備の設置を進めてまいります。5つ目に、老朽化した校舎や屋内運動場等の長寿命化改良事業として、順次、長寿命化改良事業を進めてまいります。

その他として、丹波市産材の利用に務めること、財政負担軽減に取り組むこととしております。

第4章 第7次計画で行う事業についてとして、具体的に年度ごとに行う事業を記載しております。令和7年度については、設計でございますが、大規模改造として、小学校特別教室空調設備設置工事実施設計、小学校屋内運動場LED照明改修工事実施設計を予定しております。

工事につきましては、大規模改造では、中学校屋内運動場等空調設備設置及びLED照明改修工事。統合では、竹山小学校統合改修工事の第1期、吉見・三輪統合小学校の増築等工事、令和7年度分と校舎改修工事。感染防止対策では、小中学校校舎・屋内運動場等トイレ洋式化及び手洗場自動水栓工事を予定しております。

令和8年度につきましては、工事につきましては、大規模改造として、小学校特別教室空調設備工事の第1期。小学校屋内運動場LED照明改修工事の第1期。柏原・氷上学校給食センターの空調設備改修工事。統合では、竹山小学校統合改修工事の第2期を予定しております。

令和9年度につきましては、設計でございますが、長寿命化改良では、久下小学校南校舎長寿命化改良工事修正設計、南小学校北・南校舎、屋内運動場長寿命化改良工事の実設計を予定しております。工事につきましては、大規模改造として、小学校特別教室空調設備工事の第2期、小学校屋内運動場LED照明の改修工事第2期を予定しております。

以上で、第7次整備計画の提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

(吉竹教育長職務代理者)

今の説明でよく分かりました。ありがとうございました。その中で1点だけ前々から思っていたのですが、ここでは記載や説明がなかったのですが、学校のプール、あと3か年といいましたら、改修とか補修とかいろいろな対応をしないといけないプール施設もあるかと思うのですが、今後の見通しの中でプールの使用、水泳指導というのですか、そういう時間的なことでありますとか、コストのこととか、いろいろなことを考えたときに、今後どういうふうに市として考えていくのか、今後の検討の課題かなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(足立教育総務課長)

委員が言われましたように、改修でありますとか、プールのコストがかなりかかるということでございます。現在もそういった機械の故障も含めて、大きな改修工事が来る場合につきましては、学校と相談させていただいて、市内のプール等利用なども検討しつつ協議をして、必要な部分は改修していきますし、市内の民間プールでありますとか、市立のプールの利用が可能なプールについては、そういったことも学校と相談しながら進めてまいっているというところでございます。

すでに学校のプールではなくて、市内のプールを使用している中学校、小学校もありますし、来年度から新たに民間のプールを活用するところは、プールの改修工事にかなりの金額がかかるということや、その民間プールまでの距離が近いということもあって、来年度から新たにそういった学校もあるというところで、その辺は改修費や学校と調整しながら進めてまいっているという状況でございます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(瀧上教育委員)

たくさん整備を日々考えていただいている、すごくありがたいと思います。この計画について、保護者とか市民への周知は、決まりましたという段階でされているのか、特になのかというところについて教えていただきたいです。

(足立教育総務課長)

この計画については、ホームページで公開をしていきたいと考えておりますので、今日、教育委員会で合意をいただければ、ホームページ等で公開していきたいと思います。

(片山教育長)

よろしいですか。ほかはございませんか。なければ、採決いたします。議案第9号 学校施設整備計画（第7次整備計画）の策定について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第9号 学校施設整備計画（第7次整備計画）の策定について承認いたします。

議案第10号 寄附採納願について

(片山教育長)

続きまして、議案第10号 寄附採納願について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第10号 寄附採納願についてご提案申し上げます。このたび竹山小学校に対しまして、前山小同窓会様からサッカーゴール一式とヘッドホン等40個の寄附をいただいております。見積額は55万円でございます。学校長からも今回の申出に感謝するとともに、有効に活用したいと意見をいただいているところでございます。このたびの寄附につきましては、30万円以上の寄附申出であることから、丹波市小中学校の寄附採納取扱規定第2条第1号の規定により、教育委員会の承認を求めらるものでございます。以上で、議案第10号 寄附採納願について提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。なければ、採決いたします。議案第10号 寄附採納願について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第10号 寄附採納願について承認いたします。

議案第11号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(片山教育長)

続きまして、議案第11号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第11号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてご提案を申し上げます。

今回の審議案件は3件でございます。まず、資料57ページからのたんばひきこもり学習会実行委員会、兵庫ひきこもり相談支援センター丹波ブランチ（NPO法人「結」）が主催、丹波市社会福祉協議会、丹波市子ども・若者サポートセンター（株式会社ネクステ）が共催されます。ひきこもり学習交流会（地域ひきこもり相談会）「語ろうひきこもりのこと」～不登校・ひきこもりの経験を経ての現在地～です。実施日は、令和7年3月15日、土曜日。実施場所は、ハートフルかすがでございます。58ページは実施要領、59ページは組織の概要、60ページはチラシとなっております。

次に、資料61ページからのフォントは愛とデザインを語る実行委員会が主催されます「フォントは愛とデザインを語る」でございます。実施日は令和7年3月22日、土曜日、実施場所は「i s o乃家」でございます。62ページはイベントの主旨、63ページは団体の概要、64ページは収支予算書、65ページがチラシとなっております。

次に、資料66ページからの丹波生郷国際交流協会が主催されますオーストラリア短期留学生派遣事業でございます。実施日は、令和7年8月4日、月曜日から8月14日、木曜日、実施場所は、オーストラリア ビクトリア州メルボルン近郊です。67ページは事業の説明、68ページは引率者の募集案、69ページは募集チラシ、70ページから71ページが規約、72ページが役員名簿、73ページがこれまでの経緯、74ページがこどもたちの感想となっております。

いずれの事業も丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、かつ要綱第4条の許可の制限に該当していないことから、許可決定が妥当と判断しております。

以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か意見や質問はありませんか。なければ、採決いたします。

議案第11号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

全員の挙手を認めます。よって、議案第11号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について承認いたします。

日程第6

報告事項

(片山教育長)

日程第6、報告事項に入ります。
寄附採納報告についてお願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の報告は2件でございます。資料は75ページ、北小学校に対しまして、吉居寛子様より彫像を。76ページになりますが、同じく北小学校に対しまして、北小PTA様より図書70冊の寄附申出があり、これをありがたく採納することといたしました。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はありませんか。質問がなければ、寄附採納の報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

行事共催・後援等の報告につきましては、資料77ページに掲載しておりますとおり、丹波市吹奏楽祭をはじめ、全部で5件でございます。

今回の報告につきましては、全てが合意依頼となっております。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないこと、また公的または恒例の行事であるため、専決処分により許可をしたもので、報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はありませんか。質問がなければ、行事共催・後援等報告を終わります。

続いて、(3)丹波市立学校職員出勤簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について、お願いいたします。

(山本教育部次長兼学校教育課長)

丹波市立学校職員出勤簿取扱規程の一部を改正する、の変更について報告をいたします。

このたび、今までから看護休暇というのはあったのですが、看護時間というのが新たに設置されたことにより、規定を改正するものです。番号でいうと10番になります。時間単位で看護の休暇が取れるようなことが可能となりましたので、変更をさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

質問がなければ、丹波市立学校職員出勤簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について、を終わります。

続きまして、丹波市子ども読書活動推進会議設置規程を廃止する規程の制定について、をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長兼文化財係長)

丹波市子ども読書活動推進会議設置規定を廃止する規定について説明をさせていただきます。

本規定につきましては、本日の議案第7号のときにも説明をさせていただきました子ども読書活動を推進するため、及びその計画を策定するために設置をされた推進会議でございますが、このたび、子ども読書活動推進計画を含めた図書館基本計画を策定するというにいたしましたので、本会議の設置規定については廃止をするものです。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

質問がなければ、丹波市子ども読書活動推進会議設置規程を廃止する規程の制定について、終わります。

日程第7

その他

(片山教育長)

日程第7 その他に入ります。

その他、各課から連絡事項はございませんか。その他の項目を終わります。

日程第8

次回定例教育委員会の開催日程

(片山教育長)

日程第8 次回定例教育委員会の開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の定例教育委員会は3月19日水曜日、午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、山南住民センター1階学習室Bでございます。事務局からは以上です。

(片山教育長)

各委員さんのご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、3月の定例教育委員会の日程は3月19日水曜日、午前9時か

ら山南住民センター1階学習室Bで開催いたします。

以上をもちまして、全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会いたします。